

訪問看護リハビリステーション オールグリーン

重要事項説明書 契約書 (医療保険)

様

令和8年9月29日改訂

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

指定訪問看護事業者 訪問看護リハビリステーション オールグリーン

1 事業所の概要

事業所名	訪問看護リハビリステーション オールグリーン	
所在地	都城市若葉町 73-6	
法人 代表	株式会社グッドシグナル 代表取締役 西山 和宏	
ステーションコード	指定訪問看護	290571
サービス提供地域	都城市、三股町、曽於市（一部地域） （その他の地域については応相談）	

2 事業所の職員体制等

職種		従事する業種	人員
管理者		業務全般の管理	1 名
サービス担当職員		サービスの担当	9 名（常勤専従 8 名）
内訳	看護師		4 名（常勤専従 3 名）
	准看護師		0 名
	理学療法士		3 名
	作業療法士		2 名

3 営業時間

営業日	月～金曜日 土・日・祝日休み。 8/13～15 日、12/31 日～1 月 3 日休み
営業時間	平 日：午前 8 時 15 分から午後 5 時 15 分

* 通常の営業日又は営業時間外であっても、ご本人様及び家族の要請に基づき、管理者が主治医と連携し訪問看護による訪問が必要だと認めた場合は、ご訪問いたします。

4 運営の方針

- （１）訪問看護の実施に当たっては、ご利用者様の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持、向上を図るとともに、ご利用者様の生活の質が高められるような在宅療養生活の充実に向けて支援します。
- （２）事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

5 サービスの内容

- （１）「訪問看護」は、ご利用者様の居宅において看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。
 - ①リハビリテーション ②病状・全身状態の観察 ③食事及び排泄等日常生活の世話
 - ④褥そうの予防 ⑤清拭・洗髪等による清潔の保持 ⑥認知症患者の看護
 - ⑦療養生活や介護方法の指導 ⑧カテーテル等の管理 ⑨その他医師の指示による医療処置
- （２）事業者は、ご利用者様のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

6 ご利用者様負担金

- （１） ご利用者様からいただくご利用者様負担金は、診療報酬の法定利用料に基づく金額で、

別表１のとおりです。制度の変更に伴い金額が変更となる場合がございます。

(２) 診療報酬外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合を含む。）
には、全額自己負担となります。

(３) 下記のご利用者様負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。
居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったんご利用者様が
利用料（１０割）を支払い、その市区町村に対して保険給付分（９割）を請求することになります。

注１：この料金表は、法に定められた診療報酬単位数に地域単価の１０．００円を乗じたもの
となっております。

注２：複数名訪問加算とは、同時に複数の看護師により訪問看護を行うことについて、ご利用者様やその
ご家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当する場合に加算されます。

① ご利用者様の身体的理由により１人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。

③ その他ご利用様の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

(注３) 支給限度額を超えた場合等には、居宅サービス計画の未届けや保険料滞納の場合を含みます

別表１(医療保険)

１)訪問看護基本療養費

医療保険		利用者	週３日まで (１日につき)	週４日目以降 (１日につき)	１割負担(週３) (１日につき)
(Ⅰ) 利用者 宅への 訪問	看護師、保健師、助産師	１人	５５５０円	６５５０円	５５５円
	准看護師	１人	５０５０円	６０５０円	５０５円
	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士	１人	５５５０円	５５５０円	５５５円
(Ⅱ) 同じ建 物の複 数人へ の訪問	看護師、保健師、助産師、	同一日２人まで	５５５０円	６５５０円	５５５円
		同一日３人以上	２７８０円	３２８０円	２７８円
	准看護師	同一日２人まで	５０５０円	６０５０円	５０５円
		同一日３人以上	２５３０円	３０３０円	２５３円
	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士	同一日２人まで	５５５０円	６５５０円	５５５円
	理学療法士、作業療法士、 言語聴覚士	同一日３人以上	２７８０円	２７８０円	２７８円
(Ⅲ)外泊中に指定訪問看護を実施し た際		１人	８５００円		８５０円

２)訪問看護基本療養費(Ⅰ)(Ⅱ)の加算

加算項目	制限・内容		加算	１割負担
難病等複数回訪問加算	１日に２回以上の訪問	同一建物内１人	４５００円	４５０円
		同一建物内２人	４５００円	４５０円
		同一建物内３人以上	４０００円	４００円

	1日に3回以上の訪問	同一建物内1人	8000円	800円
		同一建物内2人	8000円	800円
		同一建物内3人以上	7200円	720円
長時間訪問看護加算	1回に90分を超える訪問 *特別管理加算対象者		5200円	520円
乳幼児加算	1日につき1回限り (6歳未満)	厚生労働大臣が定める者	1800円	180円
		上記以外の者	1400円	140円
複数名訪問看護加算	週1回まで(看護師、保健師、助産師、リハビリスタッフ)	同一建物内1人	4500円	450円
		同一建物内2人	4500円	450円
		同一建物内3人以上	4000円	400円
	週1回まで (准看護師)	同一建物内1人	3800円	380円
		同一建物内2人	3800円	380円
		同一建物内3人以上	3400円	340円
	週3回 (看護補助者) 別に厚生労働大臣が定める場合を除く	同一建物内1人	3000円	300円
		同一建物内2人	3000円	300円
		同一建物内3人以上	2700円	270円
	週3回 (看護補助者) 別に厚生労働大臣が定める場合	1日に1回 同一建物内1人	3000円	300円
		1日に1回 同一建物内2人	3000円	300円
		1日に1回 同一建物内3人以上	2700円	270円
		1日に2回 同一建物内1人	6000円	600円
		1日に2回 同一建物内2人	6000円	600円
		1日に2回 同一建物内3人以上	5400円	540円
		1日に3回 同一建物内1人	10000円	1000円
		1日に3回 同一建物内2人	10000円	1000円
		1日に3回 同一建物内3人以上	9000円	900円
夜間・早朝訪問看護または深夜訪問看護加算	夜間(18時～22時)、早朝(6時～8時)		2100円	210円
	深夜(22～6時)		4200円	420円
緊急訪問看護加算	月14日まで		2650円	265円
	月15日以降		2000円	200円

3)訪問看護管理療養費

従来型	項目	料金	1割負担
安全な提供体制の整備と計画的で継続的な管理が必要	月初日の訪問の場合	7710円	771円
	月の2日目以降の訪問の場合	3010円	301円

4)訪問看護管理療養費の加算

加算項目	内容	加算	1割負担
退院時共同指導加算 (月1回か月2回)	保険医療機関または介護老人保健施設に入院中(入所中)で、訪問看護を受けようとする患者またはその看護に当たっている者 *基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者は月2回	8000円	800円

特別管理指導加算 (1回)	退院時共同指導加算を算定している利用者のうち、特別な管理が必要な者（特別管理加算対象者）	2 0 0 0 円	2 0 0 円
退院支援指導加算 (1回)	基準告示第2の1に規定する疾病等の利用者に対して、退院時に訪問看護が必要と認められた利用者	6 0 0 0 円	6 0 0 円
在宅患者連携指導加算 (月1回)	在宅で療養している利用者であって通院困難な利用者	3 0 0 0 円	3 0 0 円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	在宅での療養中に、状態の急変や診療方針の変更がある利用者	2 0 0 0 円	2 0 0 円
特別管理加算Ⅰ (月1回)	在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ使用中、留置カテーテル使用中のいずれかの対象者	5 0 0 0 円	5 0 0 円
特別管理加算Ⅱ (月1回)	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理、人工肛門また人工膀胱を使用中、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週3回以上行う必要がある状態のいずれかの対象者	2 5 0 0 円	2 5 0 円
24時間対応加算Ⅰ (月1回)	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制、看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制をとっている場合	6 8 0 0 円	6 8 0 円
24時間対応加算Ⅱ (月1回)	電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制をとっている場合	6 5 2 0 円	6 5 2 円

5)訪問看護情報提供療養費

訪問看護情報提供療養費 1 (月1回)	厚生労働大臣が定める疾病などの利用者のうち、当該市町村などからの求めに応じて情報を提供した場合	1 5 0 0 円	1 5 0 円
訪問看護情報提供療養費 2 (月1回)	厚生労働大臣が定める疾病などの利用者のうち、当該義務教育諸学校に入学時、転学時などにより初めて在籍することになる利用者について、当該義務教育諸学校などからの求めに応じて情報を提供した場合	1 5 0 0 円	1 5 0 円
訪問看護情報提供療養費 3 (月1回)	保険医療機関等に入院し、又は入所する利用者について情報を提供した場合	1 5 0 0 円	1 5 0 円

6)その他

訪問看護物価対応料	月初日の訪問の場合	6 0 円	6 円
-----------	-----------	-------	-----

※R9.6～200/100 を算定	月の2日目以降の訪問の場合	20円	2円
ベースアップ評価料 (月1回)	国の方針に基づき、看護職員等の賃金改善及び職場環境の整備を行い、安定的に質の高い訪問看護を提供するための評価料	1050円	105円
遠隔診療補助料	訪問看護師がオンライン診療に同席し、主治医の指示の下、遠隔での診療補助を実施	2650円	265円
DX 情報活用加算 (月1回)	医療 DX 情報を活用した訪問看護の提供	50円	5円
訪問看護医療情報連携加算 (月1回)	他医療機関等の関係職種が ICT を用いて診療情報を活用し計画管理した場合に算定	1000円	100円

<保険給付対象外サービス>

保険給付対象外のサービス利用料金は、全額ご利用者様の負担になります。

実費での訪問看護リハビリ料金	30分毎	5000円
物品等代理購入		物価変動あり
エンゼルケア基本料 (※看取りエンゼルケア実施に関する同意書参照)		12000円

<交通費>通常の事業の実施地域を越える場合は、下記の交通費をいただきます。

交通費	サービス提供区域外 (20km 以上)	一律500円
-----	---------------------	--------

<キャンセル料金> ※医療保険・介護保険利用者適応

① ご利用日の前営業日の午後5時15分までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の午後5時15分までにご連絡がなかった場合	1000円

体調不良を除く利用者様のご都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。

料金の請求と支払い方法

- (1) 支払方法は指定金融機関口座からの口座振替とし、引落名義は「オールグリーン」となります。
- (2) 月ごとに精算し、当月分の請求書を翌月の10日前後に発行いたします。翌月の26日前後に指定口座より引き落としさせていただきます。引き落としの完了確認後、領収書を発行いたします。
- (3) 残高不足で引き落としができなかった場合は翌月に合わせて請求させていただきますが、2ヶ月続けて引き落としが出来なかった場合は、現金で集金させていただきます。
- (4) 領収書の再発行はいたしません。確定申告の医療費控除を受ける場合に必要です。大切に保管してください。

7 サービスに関する苦情窓口

- (1) 当事業者が行う訪問看護サービスについてのご相談ご苦情については、下記窓口で承ります。

<ご相談窓口>

訪問看護リハビリステーション オールグリーン 担当：中浜優美
・電話の場合：(0986) 77-2383
・面談の場合：都城市若葉町73号6番地

- (2) 当事業者以外に、役場の苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

1) 国民健康保険連合団体 (0985) 25-4901

- 2) 都城市いきいき長寿課 (0986) 23-2114
- 3) 三股町福祉課 (0986) 52-9064
- 4) 曾於市本庁福祉介護課 (0986) 76-8807

8 苦情処理の体制と手順

- (1) ご利用者様やご家族様および居宅介護支援事業者から苦情があった場合は、直ちに詳しい事情をお聞きし、「苦情・事故受付処理簿」等に内容を記載し、管理者に報告をします。
- (2) 管理者は苦情内容を確認し、以下のとおり内容に応じて迅速かつ適切に対処いたします。
- (3) 即時対応が可能な場合は速やかに処置いたします。
- (4) 事故(身体的事故、ご利用者様の所有物損壊等)に関する苦情の場合は、適切な事故処理、医療的措置等を行う一方、事故の内容によって主治医や損害保険会社への報告、担当の介護支援専門員や行政等関係機関への連絡等を図り、必要な措置を講じます。
- (5) 受け付けた苦情、対応した事故について、必要に応じて管理者の主催による検討会議等を開き、会議等の結果を受け、翌日までには必ず具体的な対応を行います。状況に応じたご利用者様やご家族様および居宅介護支援事業者への対応は次のとおりです。

①十分な説明

②管理者による謝罪

③面談または文書による再発防止策の提示

④損害賠償(事業者の責めに帰すべき事由がある場合)等その他必要な処置

- (6) 対応後、経過記録をご利用者様台帳、苦情・事故受付処理簿等に記載し、再発防止に役立てます。

- (7) さらに詳しいことは当事業所で定めている手順書に沿ってご説明をいたします。

9 緊急時および事故発生時の対応方法

- (1) 緊急時および事故発生時にあっては、緊急対応の上、ご利用者様の主治医又は、主治医が指定する医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
- (2) 当事業者の提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責にその原因を認められる損害賠償については速やかに対応します。なお、当事業所は、共栄火災損害賠償保険に加入しております。
- (3) 地震・台風・大雨等の天災、その他やむを得ない事情により、訪問看護サービスの実施ができなくなった場合には、当該サービスを提供すべき義務を負わないものとします

10 個人情報保護

- (1) 事業者は、個人情報の取扱いにあたり、「個人情報の保護に関する法律」やガイドライン、守秘義務に関する他の法令等に加え、法人が定める当該基本方針や就業規則等の内規を遵守することにより、ご利用者様やご家族に関する情報を適正に保護します
- (2) 事業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様やご家族に関する個人情報については、ご利用者様、又は第三者の生命、身体等に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。
- (2) あらかじめ文書によりご利用者様やご家族の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、一定の条件下で個人情報を利用できるものとします。

（４）事業者は、業務上知り得たご利用者様及びそのご家族の秘密を保持させるため、在職中は元より、看護師等の退職後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を雇用契約の内容とします

1 1 虐待防止について

事業者は、ご利用者様等の人権の擁護・虐待防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （１）研修を通じて、看護師等の人権意識の向上や知識の向上に努めます。
- （２）訪問看護計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （３）看護師等が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整える他、看護師等がご利用者様等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

1 2 その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- （１）看護師等は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。
- （２）看護師等は、「高齢者の医療の確保に関する法律」上、ご利用者様の心身の機能の維持回復のために療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居ご家族に対する訪問看護サービスは禁止されていますので、ご了承ください。
- （３）看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。